

# 模擬法廷弁論における登場人物の造形と その動機の設定について（1）

——法廷に向けた訓練としての側面に着目して——

栗 辻 悠

## 目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 分析の視座
- 第3章 たたかう人物造形——類型的な属性を軸として（以上、本号）
- 第4章 たたかう動機設定——造形される人物を軸として
- 補論 現代的な価値判断に対して
- 第5章 おわりに

## 第1章 はじめに

古代ローマのレトリック教育の総仕上げと位置づけられる模擬弁論 *declamatio*、中でも法廷弁論を模した模擬法廷弁論 *controversia* の訓練は、例えば以下のような形で始められる。

大セネカ『模擬法廷弁論集』第9巻第6章冒頭

継子の毒殺の共犯である娘

毒殺者（\*訳註：女性形）は、その共犯者を明らかにするまで拷問されるものとする。

ある男が、息子を一人もうけた妻を失い、別の妻を迎えて、一人の娘を育てた。青年（\*訳註：息子のこと）が死亡した。夫が継母を毒殺のかどで告発した。彼女は断罪されて拷問を受け、自分の共犯者は娘だと述べた。少女（\*訳註：娘のこと）が処罰に向けて訴えられる。父が弁護する<sup>1)</sup>。

---

1) *Filia conscia in veneno privigni*



模擬法廷弁論を行う者（以下では、単に「弁論者」と称する）は、まず適用されるルールと事案の経緯とを含んだ上掲のようなテーマを与えられ、原告あるいは被告の立場から、それぞれに有利な結論を得るべく、説得的な弁論を構成することを試みる。現代の法律家からすれば、これは法学の教科書に掲載されている仮設事例とその解答作業とを連想させるものであろう。実際のところ、簡素化された仮設事例によって法的な議論の構成を学ぶ訓練、といったレベルにまで説明を抽象化するならば（そして「法的」という言葉を広義に捉えるならば）、模擬弁論教育と現代の法学における訓練との共通点は容易に見つかるだろう。上掲の事例を用いるならば、最初に掲げられたルールの解釈を争う議論（例えば、毒殺者が男性であった場合にも上記の法は適用されるのか）が弁論者によって行われるような場合には、とりわけそれら二つの営みは近接することになろう。

とはいえ、模擬法廷弁論はあくまでも古代のレトリックすなわち弁論術の訓練であるから、その対象は法解釈の問題にはとどまらない。法廷弁論の目標が判定者を説得することによる勝利に置かれている以上は、勝敗を決する事実の認定に関わる問題（教科書的なレトリック理論によれば、「ある行為をしたか、していないか」に関わる推測の争点 *status coniecturalis* がその中核となる）や一般的な正当化事由に関する問題（性質の争点 *status qualitatis*）なども当然議論されなければならない。例えば上掲の事例での主要な問題は、娘が実際に毒殺に関わっていたのか否か、という推測の争点に属するものである<sup>2)</sup>。

しかし果たして上掲の簡素な事例から、娘が毒殺に関わったか否かを具体的に認定することが可能であろうか。再び現代での例を挙げるならば、法科大学

---

↘ *venefica torqueatur donec conscios indicet.*

*Quidam mortua uxore, ex qua filium habebat, duxit alteram uxorem et ex ea filiam sustulit. decessit adulescens. accusavit maritus novercam venefici. damnata, cum torqueretur, dixit consciam sibi filiam esse. petitur puella ad supplicium. pater defendit.*

2) 実のところ、このように推測の争点が模擬法廷弁論の中核的な論点になるケースは史料上多くはないが、議論の一部としては行為の存否や態様といった事実問題がしばしば取り扱われる。

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

院の実務科目や司法修習における事実認定の練習がこの訓練のプロセスに類似すると言えなくもないが、そこにおいて提供されるディテールと比べるまでもなく<sup>3)</sup>、模擬弁論では事実認定に利用できる具体的な記述があまりにも少ないことは明らかであろう。それだからといって、証人を尋問したり物的証拠を収集することはもちろん不可能である。

そのような状況にあつてレトリック教師は、潤色 color 等の技法を用いた具体的な議論の構築を教える<sup>4)</sup>。すなわち弁論者は、テーマで与えられた条件と矛盾をきたさない限りにおいて、弁論を構成する際に自らに有利な情報を適宜付加することができた。例えば上掲の事例において被告側の弁論者から好まれた潤色としては、娘が毒殺という行為の意味をよく理解できないほどに幼かった、というものがあつたと伝えられている<sup>5)</sup>。

しかしこのような実践が進むと、模擬弁論という営みは物語の創作と接近していく——より限定するならば、与えられたテーマに基づいたある種の二次創

---

3) 例えば、司法研修所編『事例で考える民事事実認定』（2014年）は、司法修習生が「民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得する」ためのものと銘打たれているが（同書「はしがき」）、その段階で既に15頁に及ぶ仮想的な事例資料（書証や尋問の結果も含む）が付されている（同書105-119頁）。またもちろん、現代の法実務における事実認定は古代のそれとは異なり、学問的な法の専門教育を受けたプロフェッショナルとしての法律家の存在を前提として、「実体法の解釈に根ざした要件事実についての考え方を十分に修得（同書3頁）」することを要求するものであるという点は、十分に認識しておかねばならない。現代の法廷では、いわば法学のフィルターを通した事実認定が求められるわけである。

4) 潤色 color については、後に紹介する大セネカの著作に関する基本的な研究の該当部分が基礎的な理解を提供する。この単語の成り立ちや用法についての詳細は、Lucia Calboli Montefusco, *La funzione strategica dei 'colores' nella pratica declamatoria*, in: *Papers on Rhetoric* 8, 2007, pp. 157-177 を参照。

また color の機能についての模擬弁論史料に即した分析の一つとして、J. Zinsmaier, *Zwischen Erzählung und Argumentation: colores in den pseudoquintilianischen Declamationes maiores*, *Rhetorica* 27(3), 2009, pp. 256-273 も参照。

5) 『模擬法廷弁論集』第9巻第6章第10-13節を参照。模擬弁論に対して批判的な論者であった同時代のモンタヌスは、このような潤色の行き過ぎを馬鹿げたものと考えていたようである。モンタヌスの模擬弁論に対する批判については後述する。

作という性質を帯びていく——ことになる。模擬法廷弁論においては、テーマで与えられる僅かな情報に矛盾しない限りは、現実の法廷では不変であるような事実を恣意的に操作できる（例えば、上記のように当事者をいわば若返らせることができる）のだとすれば、所与の条件の中で判定者を説得するための実践的な力はもはや十分に磨かれず、聴き手を楽しませる話を生み出す営みに重心が移るということになりうる。さらに言えば、模擬弁論はレトリックの教科書的な理論で言うところの口演 *actio* の訓練、すなわち人前で弁論を実践する技術の訓練も兼ねていたから、その営みを総合的に観察すれば、弁論者自らの脚本による一人芝居作品の上演という観を呈することにもなる。

それに加えて模擬弁論で扱われるテーマ自体が、上掲のような継母による毒殺の事例をはじめとして、姦通や強姦、放蕩息子と娼婦との関係、海賊の跳梁跋扈など、聴き手の興味に訴えるようなスキャンダラスな題材を多く採用していたという事実も、模擬弁論の演劇的な娯楽化を思わせよう。

そして実際のところ、上掲の大セネカの模擬弁論史料が著されたころ（紀元後1世紀前半）には既に、模擬弁論は若者の教育としての元来の性質のほかに、教養のある大人（そこには、生徒を獲得しようとするレトリック教師も含まれる）が聴衆の前でその技巧を披露する娯楽的なパフォーマンスとしての性質をも獲得していたのである。

それらのことを考えあわせると、模擬法廷弁論の本来的な目的であったはずの実際の法廷に向けた訓練という側面は帝政期にかけて忘れ去られ、あるいは少なくとも脇に措かれていったのではないかと、という疑問は当然生じてくるであろう。実際、レトリック教育の衰退した近代以降の研究者ばかりでなく、帝政期のレトリック教師自身や教養人たちからも、模擬弁論の実践への批判はしばしばそのような発想に基づいて投げかけられてきている。本稿は、長い歴史を有するそのような疑問と批判に対する一つの回答の試みである。

## 第2章 分析の視座

本章では、(1) 本稿の具体的な分析の視座とそこに至る経緯、そして(2) 分析

## 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

に際して利用する史料とその採用理由について述べていきたい。

### （1）先行研究を踏まえた分析の視座

前稿において筆者は、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』において弁護が登場する場面をピックアップして分析を行った結果、そのテキストにもある程度は明示された一定の基準に当てはまる限定的な場面において、（仮想的な）弁護人による三人称の弁論が採用されていたという結論に到達した<sup>6)</sup>。しかしながら、模擬弁論の具体的な内容が実際に法廷（弁護）への準備として有意義であったか否かという分析については、以後の課題として積み残していた。そして前々稿以来の予定からすると、本稿の段階ではとりわけレトリックの争点論を中核に据えて、法学の世界でも時に注目を浴びてきていたレトリックの議論の組み立てに関する分析を、模擬弁論史料を対象として行うはずであった<sup>7)</sup>。

しかし前稿（2019年）の脱稿後、模擬弁論においては原則として一人称で弁論が行われていた、というその平凡な理解を前提として、大セネカや伝クインティリアヌスの代表的な模擬弁論史料の内容を検討していくにつれて、ある深刻な問いが迫ってきた。すなわち、模擬弁論において弁護事例が例外的であったことの実質的な理由を突き詰めていくと<sup>8)</sup>、やはりそれが法廷への準備とし

---

6) 栗辻悠「模擬弁論に登場する弁護」関西大学法学論集68巻5号（2019年）1163-1207頁。

7) 栗辻悠「古代レトリック再考（1）～（2・完）」関西大学法学論集66巻4号（2016年）887-928頁、同67巻1号（2017年）112-152頁、とりわけ（2・完）の末尾部分を参照。

8) 模擬弁論教育の沿革というレベルでは、この教育手法がギリシアに由来するものであり、そのギリシアでは現実の法廷弁論自体が主として一人称で行われていたことから、模擬弁論もまた一人称の弁論を原則としていたのだという説明がありうる。しかしこのような理由であれば、それは法廷への準備に向けた意義を一般的に否定するものではなかろう。例えばギリシア世界の模擬弁論について D. A. Russel, *Greek Declamation*, Cambridge, 1983, pp. 14 f.（同書15頁で Russel 自身は、ヘレニズム及びローマの時代において、模擬弁論の実践的な意義をこの側面については否定してさえる）またこの点についてのローマの模擬弁論へのアテネの法実践の

での模擬弁論の意義の低下に通じてもいるのではないか、という疑問である。

まず、模擬弁論のテーマ自体が架空のものであり、前章でも指摘した通りに事案のディテールを欠いてもいる以上、そこで一人称での弁論を行うためには、弁論者が自ら登場人物を造形したうえで、感情を含むその内心に入り込んで弁論するという自作自演のプロセスが必要となる。しかも模擬弁論は基本的に一人で行うものである以上、当事者のみならず全登場人物について（当事者以外は一人称での弁論の対象とはなりにくいとしても、そのような場面で用いるレトリックの技法も存在する<sup>9)</sup>）、このいわば演劇的ななりきりのプロセスが多かれ少なかれ行われていることになる<sup>10)</sup>。そしてこのプロセスには、前章で一般的に述べたような作家や演者としての意識がとりわけ入り込みやすいはずであり、そこに法廷での議論の訓練という要素を退かせる重大な契機が生じるのではないか、という問題意識が浮かび上がってくるというわけである。一人称での弁論という点が気づきの突破口とはなったが、実はこの問題は模擬弁論の構成全体に関わることであろう。

その問題意識を出発点として、模擬弁論にかかわる先行研究を少しばかり概観してみたい。先にも紹介した一種の文学的な娯楽としての模擬弁論のあり方は、帝政期のラテン文学の中にどのようにその活動を位置づけるか、あるいは他のジャンルとの相互の影響如何という伝統的な問題意識の存在から、研究史上も比較的頻繁に取り扱われてきた<sup>11)</sup>。多くの先行研究は、模擬法廷弁論が

↘影響については、M. Winterbottom, 'Quintilian and Declamation', in: id., *Papers on Quintilian and Ancient Declamation*, 2019, pp. 119-128（初出は *Hommages à Jean Cousin*, Paris, 1983, pp. 225-235）の125頁註43に記述がある。

9) 自分自身が成り代わっている登場人物以外を一人称で代弁する技法としては、例えば前稿（2019年）でも紹介した人物模倣 *prosopopoeia* が存在する。

10) 一人称による弁論が好まれた背景としてこの点を指摘するのが、例えば S. F. Bonner, *Roman Declamation*, 1949, pp. 52 f.; id., *Education in Ancient Rome*, 1977, pp. 322 f. である。

11) H. Borneque, *Les Déclamations et les Déclamateurs d'après Sénèque le Père*, 1902 における検討に始まり、記念碑的な Bonner (1949) のとりわけ第8章もその問題に割かれている。また、大セネカについての基礎的な研究としてほぼ同時期に続けて出された L. A. Sussman, *The Elder Seneca*, 1978 の第6章と J. ♪

（本来は）法廷のための訓練であったという一般的な前提自体は共有しつつも<sup>12)</sup>、その訓練としての具体的な意義を追究しようとするよりは、むしろ帝政期における文学の一ジャンルとしての模擬弁論の側面に重点を置いてきたという傾向がある。ごく最近でも、娯楽的なパフォーマンスとしての模擬弁論の側面に着目した研究は文学の側面に限定されずコンスタントに現れており<sup>13)</sup>、もちろんそれはそれとして、ローマ社会における知的活動のあり方の解明を進めるうえで大きな貢献をなしている。しかし模擬弁論の法廷に向けた訓練としての側面はやはりその視界には入りづらい。

また近年の模擬弁論研究において最も活発なのが、模擬弁論はローマ人（と

---

↘Fairweather, Seneca the Elder, 1981 の第1部及び第4部もそれにかかわる研究である。近年、大セネカをテーマとして出された大部の研究書である E. Berti, *Scholasticorum Studia: Seneca il Vecchio e la cultura retorica e letteraria della prima età imperiale*, Pisa, 2007 も、第2部の100頁余りをこれに関連するテーマに割いている。

- 12) Dominik and Hall (ed.), *A Companion to Roman Rhetoric*, Ch. 22 (M. Bloomer) p. 298 は、プロの弁論家を養成するうえで模擬弁論が役に立っていたことは認めつつ、それとは別の要素がおそらくより重要であったとする（彼の書くところの「より重要」とされる点が何であるのかについては、直後の部分で紹介する）。
- 13) 例えば E. Bexley, *Performing Oratory in Early Imperial Rome: Courtroom, Schoolroom, Stage*, Ph.D. Diss., Cornell University, 2013 は、パフォーマンスとしての模擬弁論の側面の社会的な意義に着目して、共和政期には政治的に注目される弁論によって自己実現を果たしていた弁論家がそのような華々しい機会を帝政期には失い、役者の活動と類似する（しかし可能な限り区別を志向している。弁論家と役者とのこの複雑な関係については、とりわけ E. Gunderson, *Staging Masculinity: the Rhetoric of Performance in the Roman World*, Michigan, 2000, Ch. 4: Actors をも参照）社会的なパフォーマンスの場面にその活路を見出した、という興味深い像を提示する。ただしそこでは、法廷における業務的な日々の弁論活動といった営みはあまり注目されていない。また、模擬弁論それ自体をフィクションとしての文学的对象として扱う「管見の限りこれまでにない (Avant-propos, VII)」モノグラフィとしては D. van Mal-Maeder, *La fiction des déclamations*, Leiden/Boston, 2007 が重要であるが、それと同時期に伝クインティリアヌスの『大模擬弁論集』を題材として、模擬弁論の教育以外の意義について中心的に分析した N. Hömke, *Not to Win, But to Please - Roman Declamation beyond Education*, in: *Papers on Rhetoric VIII*, ed. L. C. Montefusco, Rome, 2007, pp. 103-127 も影響力が大きい。

りわけエリート層に属する者たち)が社会において果たすべき役割やふさわしい人間関係のあり方を若者たちに教え込み、また一般にその倫理観や人格形成に大きく影響したジャンルで(も)あった、という側面を強調する方向性である。前々稿(2016-2017年)でも紹介した Bonner の記念碑的研究(1949年)においては、模擬弁論の主題は若者の倫理教育には悪いものであったという評価がごく簡潔に述べられていたわけであるが<sup>14)</sup>、半世紀の研究の蓄積を経て状況は大きく変わった。一見したところ教育に悪そうな題材の中には、ローマ人の守るべき伝統的な価値観が埋め込まれており、模擬弁論教育の提供する具体的な議論の中でローマ人にそのような価値観が刷り込まれ、再生産されていったという理解が広がってきたのである<sup>15)</sup>。

14) Bonner (1949), p. 41 「官能的でしばしば浅ましくもあるテーマに集中することが……若い生徒たちに与えた悪影響は強調するまでもなからう」

15) 概観としては Dominik and Hall (ed.), *A Companion to Roman Rhetoric*, Ch. 6 (A. Corbeille, *Rhetorical Education and Social Reproduction in the Republic and Early Empire*) 及び前掲の註12)の Ch. 22 が有益であろう。このような考え方が力を得るに至った一つの契機としてしばしば(この Companion でも)挙げられる研究が M. Beard, 'Looking (Harder) for Roman Myth: Dumézil, Declamation, and the Problems of Definition', in: *Mythos in Mythenloser Gesellschaft: Das Paradigma Roms*, Stuttgart, 1993 である。そこではローマ世界における神話の不在という伝統的な見方に対抗して、模擬弁論家たちがそれぞれの弁論をぶつけあいながら、模擬弁論の作品群という形で一つの世界を作り上げていったことをローマ世界における神話の形成に擬している。また以下で個別に紹介するもの以外にも、例えば M. Lentano による一連の研究群(例えばモノグラフィとして、模擬弁論にしばしば登場する「勇者 *vir fortis*」というキャラクターについて検討を加えた M. Lentano, *L'eroe va a scuola: la figura del vir fortis nella declamazione latina*, Naples, 1998 や、模擬弁論について学説上注目されている諸論点の解説をまとめた編著 *La declamazione latina: Prospettive a confronto sulla retorica di scuola a Roma antica*, 2015 などがある)が特にイタリア語圏において重要な位置を占める。また、アメリカでの法律家としての経歴を有する Margaret Imber の論文も、短いものながらしばしばこの文脈で引用される。M. Imber, 'Practised Speech: Oral and Written Conventions in Roman Declamation', in: J. Watson (ed.), *Speaking Volumes: Orality and Literacy in the Greek and Roman World*, 2001, p. 201-216; ead., 'Life without Father: Declamation and the Construction of Paternity in the Roman Empire', in: S. Bell and I. L. Hansen (eds), *Role Models in the Roman World. Identity and Assimilation*, Ann Arbor, 2008, pp. 161-169. また研究の手薄

その文脈において現在に至るまでしばしば参照されている Kaster の2001年の論文が、模擬弁論の強姦事例における加害当事者の立場からの弁論者の議論の分析を通じて述べたところを示してみよう。それによれば、スキャンダラスな物語の登場人物の立場から議論を構築することを通じて、教育を受けるエリートは（現実離れしてさえいる）困難な状況にも客観的な距離を取りつつ自ら対処していくことを学び、そこでローマの伝統的な価値観に沿って理性的な議論を行うことで、社会関係の安定を取り戻すやり方を学んだ、という<sup>16)</sup>。前章に掲げた例で言えば、息子を亡くした父が悪しき継母に言葉の力で立ち向かい、無実の娘を守ることで、家の秩序と平和を回復するというわけである。

また特に模擬弁論における登場人物の造形とのかかわりでは、Bloomer の1997年の論文が重要な研究と位置づけられる<sup>17)</sup>。彼もまた、模擬弁論におけるエリートの倫理教育としての側面を強調するわけであるが、その中でもとりわけ、模擬弁論においてはしばしば女性や解放奴隷、不名誉者等の発言力を持たない従属者の立場に想像力を働かせて、弁論者が彼らを代弁する（一人称であれ三人称であれ）という形が取られる点に着目する（まさに上掲の事例における父娘のように）。そのように従属者の立場を想像したうえで論じるということが、ローマ社会においてエリートが果たすべき役割の教育にもなり<sup>18)</sup>、単な

---

↘であった伝クインティリアヌス『大模擬弁論集』を題材に採ってローマ人の倫理観やアイデンティティ形成を論じる最近の成果として N. Bernstein, *Ethics, Identity, and Community in Later Roman Declamation*, 2013 が注目される。

16) R. Kaster, 'Controlling Reason: Declamation in Rhetorical Education at Rome,' in: *Education in Greek and Roman Antiquity*, ed. Yun Lee Too, Leiden, 2001, pp. 317-337, esp. 334 f.

17) M. Bloomer, 'Schooling in Persona: Imagination and Subordination in Roman Education', *Classical Antiquity* 16-1, 1997, pp. 57-78. なお、この論文を基にしてその後の研究のフォローアップを含めた加筆修正を行ったものが id., *The School of Rome: Latin Studies and the Origins of Liberal Education*, 2011, Ch. 8: *Rhetorical Habitus* として発表されており、以下での引用はそちらによることとする。

18) 端的に言えば家長あるいは保護者としての役割であり、そしてそこには、弁護活動も含まれるとされる (ibid., p. 179)。この位置づけそれ自体からわかるように、この論文で第一義的なものとして想定されている弁護活動は、共和政期以来のエリートによる被保護者の弁護であり、特に帝政期以降に広がっていく報酬の請求

る争いの源として沈黙を強いられる引き立て役 (foil) の従属者自身と彼らエリートとを分かち一種の「ハビトゥス」ともなっていた、というのである<sup>19)</sup>。

今や、模擬弁論は若者の教育に悪影響を及ぼす単なる娯楽ではなく、倫理的な教育システムとも捉えられるようになってきているわけである。

このような諸研究の活況の一方で、法廷に向けた訓練としての側面に関する議論は、法文解釈や争点論といった元来「法的」な問題に関わるものを除くと、さほど大きな注目を浴びているようには思われない<sup>20)</sup>。もちろん、特に模擬弁論に含まれる倫理的な要素を明らかにしていった研究群の業績は、法廷への準備という観点からも大きいものがある。法廷において判定者から勝利を授けられるためには、当時の通念的な倫理観を十分に認識して議論することが重要であっただろうし、法と道德の境にあるような問題については、法的な判定の基準それ自体が倫理的な領域に重なっていることもあっただろうからである<sup>21)</sup>。

しかしながら、反感を受けないための倫理的なコードにせよ法的な判定基準にせよ、説得のために採りうべき戦術の外枠がそこでは主に問題になっているのであって、彼らローマ人の有する倫理観の枠内で議論がどのようにして戦わされるのかという問題、すなわち法廷弁論を扱うレトリックの技芸の中核的な部分は、そこでは第一義的には扱われていないように思われる<sup>22)</sup>。その一方で

を前提とした業務的な弁護活動とは異なっている。

19) 最近の Bernstein による論文においても、エリートである弁論者が自らの現実における立ち位置に限定されることなく、(自分が実際には陥ることがないだろう立場も含めた) さまざまな他者の立場から弁論する能力を獲得するための教育としての模擬弁論の側面が強調されている。N. Bernstein, 'Persona, Identity, and Self-presentation in Roman Declamation,' in: Andreas Gavrielatos (ed.), *Self-Presentation and Identity in the Roman World*, 2017, pp. 1-16.

20) 前々稿 (2016-2017年) の第2章において、Parks をはじめとする諸研究と、それが研究史上の主流とはならなかったという流れとを紹介しておいたところである。また史料も挙げつつ概説レベルで模擬弁論の実践的な有用性について (特に法解釈に関連して) 解説するものとしては、Bonner (1977) の第21章が有用であろう。

21) まさにこのような関係と関係している近年の研究論文集が、前々稿 (2016-2017年) でも紹介した E. Amato, F. Citti and B. Huelsenbeck (eds.), *Law and Ethics in Greek and Roman Declamation*, 2015 ということになる。

22) 例えば Bernstein (2013), p. 5 は、模擬弁論は法的な結論を出すことがないとい

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

最近、模擬弁論教育の法廷に向けた実践的な意義について、むしろ他分野の研究者が注目するケースも現れてきているようである<sup>23)</sup>。これには上記のような模擬弁論への学術的な注目度の上昇や、基礎的なレベルとして史料の近代語訳が揃ってきたという事情が背景にあらう<sup>24)</sup>。

本稿では、模擬弁論があくまで本来的には法廷のための練習であったという側面を、もう少し具体的に取り扱いたい。先行研究としては例えば Mario Lentano が2014年の論文において、法廷と模擬弁論とのかかわりを重視する議論を展開している<sup>25)</sup>。すなわち彼は、模擬弁論を通じてローマ人に伝統的な価値観が刷り込まれていったというだけでなく、その価値観によれば倫理的に不利な登場人物のためにも有効な論拠を弁論者が案出し<sup>26)</sup>、その勝利に向けた

---

う点に着目し、そこでは倫理的な主張を聴衆に評価してもらうことが目的となっており、法的な争いの模倣を通じて、実のところはローマの文化コード内部の緊張と対立を弁論者は探っているのだとする。また Imber (2001), p. 208 は、模擬弁論は技術的に熟達した弁護人 *advocatus* を育てられないにしても、ローマの少年を善き人士 *vir bonus* に育てることはできる、と端的に表現する。これらの見解は、ローマ人自身もおそらく明確には意識していなかった現実を抉り出そうとする点でももちろん傾聴に値する。しかしクインティリアヌス『弁論家の教育』を例えば通読したときに、そこでは確かに弁論家が *vir bonus* であるべきという理想は掲げられているにせよ、模擬弁論をはじめとするレトリックの訓練自体がそれを直接的に養うという視点はなかなか見てとれないのであり、ローマ人自身の意識がやはり法廷の実践との連関にあったという点は動かさせないように感じられる。法廷での実践に模擬法廷弁論が役立たないという度重なる批判も、その前提の裏返しとして理解することもできよう。

23) 模擬弁論における登場人物の感情表現の重要性（本稿では第4章に特に関係する）について、現代との比較の観点から法哲学者が議論している例が M. Del Mar, 'Emotion Experiments in Legal Thought,' *Critical Analysis of Law* 5-2, 2018, pp. 178-195 である。また Bernstein (2013) の末尾の補遺には、現代における模擬弁論教育への着目の例が複数挙げられている。

24) この点については、前々稿（2016-2017年）の古典学の成果についてまとめた部分を参照。特に同（2・完）137-139頁。

25) M. Lentano, *Die Stadt der Gerichte. Das Öffentliche und das Private in der römischen Deklamation*, in: *Römische Werte und römische Literatur im frühen Prinzipat*, 2011, pp. 209-232. ちなみにこの論文の題名は、Russel の有名な *Sophistopolis* を下敷きにしつつ、法廷という要素を強調した表現であることが215頁の記述から窺い知れる。

26) 彼が主として念頭に置くのは、伝統的には絶対的な家父権を有するとされてい

説得の練習がなされていた、という点に法廷での実践に結びつく模擬弁論の性質を見出した<sup>27)</sup>。このようなアプローチも参照しつつ、本稿ではより一般的に(父子関係に限定せずに)、登場人物の造形とその内心に入り込んでの表現というある種演劇的なプロセスについて、模擬法廷弁論がどのような訓練を提供しており、それが果たして法廷に向けた準備として役立ちえたかという観点から議論してみたい。

ところでその際、法廷に向けた準備としての有用性をいかなる基準によって判定するのかという問題は、それを厳密に捉えれば捉えるほど、当然ながら難問となる。法廷での弁論という行為の特徴を過不足なく、しかも(帝政期)ローマの多様な裁判手続について適切に定義づけることができるならばよいが、それは筆者の能力の観点からも紙幅の観点からも不可能であろう。そこで本稿では、ローマ人自身の記述や先行研究において模擬弁論の非実践性と特に結びつけられてきた二つの点について、再解釈を試みていくという形を取りたい。

第一の点は、(ローマの)法廷弁論が、対立する二者がそれぞれの立場から自らに有利な議論を戦わせ、裁判担当者の判定を仰ぐものであったという特徴に関わる。模擬法廷弁論ではそもそも同時に両側の立場から弁論が戦わされる必要はなく、むしろ任意に選択されたいずれかの立場から一方的に弁論がなされていた<sup>28)</sup>。そのため裁判それ自体の勝敗を判定する裁判担当者の観点は意識されず、むしろ弁論者は弁論を鑑賞する聴衆の喝采を浴びようとしていた、と往々にして評価されてきた<sup>29)</sup>。さらに具体的な事例においても、実際のところ

---

↘た父親と、それに服せしめられていた息子との関係において、元来は家族内で処理されていたはずの息子の問題が法廷という場面に持ち出され、模擬弁論中で法的な議論の対象とされているという構図である。

27) Ibid., pp. 228 ff.

28) さらに同一の弁論者が、両側から弁論して技巧を示すこともあった。Bonner (1949), p. 51.

29) 代表的な例として大セネカが、モンタヌスという人物による模擬弁論批判を引用している。『模擬法廷弁論集』第9巻序文第1-2節「……模擬弁論を準備する者は、勝利することに向けてではなく楽しませることに向けて準備している。……論証は煩わしく華のないものであるから、捨て置かれる。……というのも、彼が熱望」

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

倫理的に有利な立場の当事者が選択されているケースが多いとも分析されており<sup>30)</sup>、その点でも法廷弁論の実務において直面せざるを得ない現実（立場の有利不利はすべて依頼人次第）からは乖離し、法廷での闘い方を学ぶという意味での実践性は弱いものとされてきた<sup>31)</sup>。この問題について、模擬弁論でもあくまで問題となっている事案において当事者のために勝利を獲得する（註29）のモンタヌスの言うところの、「事案について証明する」ことに向けた具体的な戦術が学ばれたという立論が成り立つか否かを、とりわけ先に述べた登場人物の造形という点について検討してみたい。

第二の点は、現実の法廷弁論は基本的に過去に生じた事実について行われる、という点に関わる。これについて、模擬法廷弁論はそもそも非現実の（むやみにスキャンダラスな）事案を扱っているうえに、弁論者が自分に有利な事実をかなり自由に「潤色」することができるため、それが許されない現実の法廷に向けた訓練としては有害でさえあるという評価が往々にしてなされる<sup>32)</sup>。これ

---

ゝするのは自分の力を証明することなのであって、事案について証明することではないからである……さらに付け加えると、彼らは相手方をいくらでも愚かに設定できる。そして思い通りに、好きなときに反論できる。そのために、失敗によって何らかの損失を被るということが全くない。彼らの愚行のつけは払われないのだ……」先にも紹介した Hömke の論文（‘Not to win, but to please’）は、まさにこの引用部分の冒頭（non ut vincat, sed ut placeat）からその題名を採っている。

30) J. D. Brightbill, *Roman Declamation between Creativity and Constraints*, Ph.D. Diss., Chicago Univ., 2015, Ch. 1: Imbalanced controversia themes and moral reasoning を参照。

31) 『模擬法廷弁論集』第9巻序文第5節においてモンタヌスは、「法廷ではいずれかの側を受け取るわけであるが、学校ではいずれかの側を選択する」として、この側面においても模擬法廷弁論の実践的な有用性を否定する。

32) テーマの非現実性については、ペトロニウス『サテュリコン』の冒頭部分における批判が著名であろう。潤色に関わる点について最も端的な表現としては、クインティリアヌス『弁論家の教育』第7巻第2章第54節が挙げられよう。「しかしながら主題のうちでないものをすべて自分たちにとって都合のいいようにとりはからう学校での慣習は、いずれ法廷に立つことになる者にとっては有害となることがあります」、と彼は述べる。ただし、彼が模擬弁論の実践的な意義を全体としては認めていることには注意が必要である。同第2巻第10章より「1 ……確かにそれ（＝模擬弁論）は、弁論の練習方法の中でも最後に発明されたものですが、他に抜きん

らの評価に対して、模擬法廷弁論における訓練が過去の事実の認定についての議論を構築するうえでも有用な枠組みを提供しており、法廷の準備としては十分に意義深いものであったという立論が、弁論者による登場人物の内心への入り込みとその表現（本稿では、特に登場人物の動機に関わる議論を例にとる）について成り立つか否かを検証したい（主として第4章）。

なお、法廷への準備としての模擬弁論への批判と関連して、模擬弁論であれば巧みに行える弁論者（模擬弁論家とも表現できる存在）が現実の法廷では物の役に立たない、というエピソードが大セネカやタキトゥスによって記述されており、研究史上もしばしば注目されてきた<sup>33)</sup>。しかしそれらのエピソードは、一般化するにはハードルがあるというのみならず<sup>34)</sup>、（個別の）模擬弁論家たる教師が実務に適合しなかったという問題と、模擬弁論の教育としての意義の低下とがそもそもどのように連関するのか明確でないと考えられるので、本稿では直接的には扱わないこととする<sup>35)</sup>。

---

ㄨで最も有益なものです。2 というのも、模擬弁論そのもののうちに、私がこれまで述べてきたことのほとんどすべてが含まれており、模擬弁論は現実に最も似通った姿をしているのですから……3 ところが事態は教師たちの過ちのためにあまりに悪化してしまい、模擬弁論を行う者たちの放恣と無知は、雄弁を衰退させる原因の一つとなりました。しかしながら、本性においてよいものは、よく用いることができます」。クインティリアヌスは、教師の教え方の問題によって模擬弁論は有害になると認めつつ、その一般的な価値は高く見積もっているわけである。

- 33) H. Borneque, *Les Déclamations et les Déclamateurs d'après Sénèque le Père*, 1902 のころから継続して扱われてきた問題であり、Bonner (1949) の第4章（特に p. 72f.）にも紹介されているほか、最近では Berti (2007) の第1部第3章における分析が有用である。史料上の記述としては、大セネカ『模擬法廷弁論集』第3巻序文第8節以下におけるカッシウス・セウエルスという弁論家による模擬弁論（家）への批判の部分が最もまとまっている。
- 34) 大セネカについてはその個別的なエピソードとしての性質が、タキトゥスの場合は三人の登場人物に異なる主張が意図的に割り振られた対話篇であるという性質が、それぞれ特に問題となる。
- 35) 模擬弁論に限らず、現場における経験の蓄積とは区別された教室での教育が存在する分野ではどこでも、この齟齬は発生しうる。現代の法学教育を例にとるならば、何人かの法学部教員が法廷で役に立たないからと言って、法学教育の意義それ自体が低下するのだろうか。註33)のカッシウス・セウエルスも模擬法廷弁論と法廷

## 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

また、模擬弁論は好意的な聴衆に傾聴してもらえる教室での訓練であって、野次馬の声も含めた法廷の喧騒の中で弁論する訓練としては適当でないという批判や<sup>36)</sup>、実務的に重要な臨機応変の対応力を要する手続の練習をすることができないという問題もあるが<sup>37)</sup>、これらは教育としての模擬弁論のコンセプトからすると外在的な問題（いわば無い物ねだり）であるため、本稿では扱わない<sup>38)</sup>。

## （2）利用する史料について

以下での具体的な分析に当たっては、クインティリアヌス『弁論家の教育』<sup>39)</sup>等による模擬弁論に関する教科書的なコメントを参照しつつ、模擬弁論史料としては主として大セネカ『模擬法廷弁論集』を対象としたい<sup>40)</sup>。この史料は、哲学者及び悲劇作家として著名な小セネカの父である大セネカが、共和政末期から帝政初期にかけて活躍した多くの模擬弁論家らによってなされた模擬法廷弁論の内容を、自らの子たちのために記憶から復元して抜粋し、批評とともにまとめたものである<sup>41)</sup>。その本来の題名（Oratorum et rhetorum

---

↘弁論との関係を剣闘士の養成学校とアリーナとの関係に引きうつして捉える言説を用いており、教育としての意義まで否定してはいいように見える。

36) 一例として、『模擬法廷弁論集』第9巻序文第3-5節。

37) クインティリアヌス『弁論家の教育』第5巻第7章第28節。

38) もちろん、広大な守備範囲を有する古代レトリックが、一種のプレゼンテーションの技術としての口演 *actio* の部門を有している以上、完全に無視できる話ではないことは確かであるが。

39) テキストとしては、京都大学学術出版会から出ている西洋古典叢書の邦訳と同一の版（M. Winterbottom, M. Fabii Quintiliani Institutionis Oratoriae Libri Duodecim, 1970）を用い、邦訳自体も細かな修正を除いては踏襲する。

40) 本稿では、L. Håkanson (ed.), *Oratorum et rhetorum sententiae, divisiones, colores*, 1989 (Teubner 版) をテキストとして用いる。また、異なる版及び英訳として随時、M. Winterbottom, *Seneca the Elder: Declamations, vol. 1-2*, 1974 (Loeb 版) を参照する。各章のタイトルは、こちらから採った。史料の全体的な性質について、詳細は L. A. Sussman, *The Elder Seneca*, Leiden, 1978; J. Fairweather, *Seneca the Elder*, Cambridge, 1981、さらにいくつかのトピックについて最近の E. Berti, *Scholasticorum studia: Seneca il Vecchio e la cultura retorica e letteraria della prima età imperiale*, 2007 をも参照。

41) 大セネカ自身による著述の経緯の説明として、第1巻の序文を参照。またこの↗

sententiae, divisiones, colores) からも窺い知れる通り、この著作は模擬弁論のテーマのほかには警句 *sententia*<sup>42)</sup>、分割 *divisio*<sup>43)</sup>、潤色 *color* の三つの部分から構成されている。そのことから当時の模擬弁論家やレトリック教師の技巧の具体例を知る上では特に貴重な史料となっているが、反面で一人の弁論者によるまとまった弁論はほとんど収録されていないことから、弁論全体の構成を知るには適さないものである。ただ本稿はむしろ個別的なトピックを論じるため、この点はそれほど問題ではない<sup>44)</sup>。

この史料を主要なものとして選択した理由には、模擬弁論によく親しんでいた帝政初期の知識人である大セネカが随所で読み手のために記した様々な評言に触れることができるという点で、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』における講話 *sermo* におけるのと類似したメリットがまず一つある<sup>45)</sup>。

さらに、大セネカが多くの模擬弁論家からの引用によって（それぞれの引用部分には、引用される模擬弁論家の名前も逐一付されている）この著作を残したということにより、異なる着眼点からの議論を断片的ながら窺い知ることができるというメリットもある。特に登場人物の造形という点についていえば、単独著者による模擬法廷弁論と比べて多様な人物造形の可能性に触れることが

---

↘史料の日本語による紹介としては、吉田俊一郎「大セネカの修辞学理論と模擬弁論の関係について」西洋古典学研究63（2015年）、87-98頁、とりわけ87頁を参照。

42) 弁論の各部（クインティリアヌス『弁論家の教育』第8巻第5章における解説によれば、その中でも特に章段の結び）において用いられる、断片的ではあるが聴き手にインパクトを与える表現のことをいう。端的な説明は Sussman（1978）の第3章第2節を参照。警句についてより具体的な文脈のもとでの説明として、例えば Berti（2007）の第1部第4章を参照。

43) 主題から生じうる諸問題をその性質に従って分けることを指し、その内容としては争点 *status* 論との関係が深い。Fairweather（1981）、pp. 152-165 や Berti（2007）の第1部第2章、特に pp. 81-99を参照。

44) 以上に関連したこの史料の特徴として、弁論における具体的な論証を省いているというものがあるが（第1巻序文第22節）、本稿で扱うのが登場人物の造形とその内心（特に動機）の表現という論証に関わる度合いの小さいテーマゆえに、その欠落は決定的ではないと思われる。

45) 講話 *sermo* の有用性については、前稿（2019年）の史料紹介部分及び結論部分を参照。特に同1167、1204-1206頁。

### 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

できるというメリットが大きい。さらに、結果として両側の当事者からの議論が収録されている例が少なくないという点も貴重である。

ただし、大セネカの引用する模擬弁論家たちの技巧を尽くしたパフォーマンスの多くは、教育としての模擬法廷弁論そのものではなく、直接的には帝政期に隆盛を迎えた知識人の「高度に知的なゲーム（Bonner (1949), p. 49）」として行われた弁論から抜き出されているという注意点はある<sup>46)</sup>。まさにそれゆえにこの史料は、法廷への準備としての意義とは異なる観点から分析の材料とされることが多かった。とはいえ、大セネカの著述意図が教育にあったという点はこの著作の序文自体にも示され<sup>47)</sup>、それを根本的に疑う必要もないと思われるので、その問題性はある程度薄められよう。そして本稿ではむしろ逆説的に、以上のような性質を有する大セネカの模擬法廷弁論史料においても、特に弁論者が自ら造形した登場人物の内心に入り込んで表現するという一連の行為が、法廷に向けた準備として有用な要素を依然として含んでいるのか否かを検討してみたい。

## 第3章 たたかう人物造形——類型的な属性を軸として

### (1) 基本的な認識

弁論者による登場人物の造形が、模擬法廷弁論では具体的にいかなるプロセスで行われるのかについて、まずは本項で検討していきたい。

第1章で一般的に述べたことでもあるが、模擬法廷弁論の短いテーマに示されている程度の情報量で登場人物の人となりを確認させることは不可能であり、

---

46) M. Winterbottom, 'Schoolroom and Courtroom,' in: B. Vickers (ed.), *Rhetoric Revalued: Papers from the International Society for the History of Rhetoric*, Binghamton (NY), 1984, pp. 64 f. における、伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』と比較しての説明を参照。Kaster (2001), p. 321 はこの大セネカの著作に収録された模擬弁論家の諸技巧を、ジャズの名手による即興演奏のレパトリーに例えている。

47) 大セネカ自身は、当時しばしば語られた雄弁の衰退を前提として、若者たちのために前の時代の優れた模範を伝えようとしている（例えば第1巻序文第6-8節）。そこでは、娯楽のための弁論にその対象を限定しようという姿勢は観取されない。

それゆえに模擬法廷弁論においては、人物を描写する（現実の法廷におけるように）というよりも、潤色等の技法を通じて人物を造形するということになる。

しかし、実際に模擬法廷弁論史料を分析していくと、弁論者によって人物が造形されていくに当たっては、弁論者が自由気ままに想像力を働かせているのではなく、テーマで与えられたわずかな情報の働きが存外に大きいことが見てくる。テーマに反する事柄は潤色を用いても附加できないということは既に述べたが、そのような外枠にとどまらず、テーマで明示された登場人物の類型的な属性それ自体が、実のところ積極的に人物の造形の方向性を枠づけ、ひいては行論全体に影響を及ぼしているのである。それは具体的にはどういうことであろうか。

歴史上の人物が実名で登場するいくつかの例を除けば<sup>48)</sup>、模擬法廷弁論における当事者あるいは訴外の登場人物は、何らかの属性を帯びた類型的な無名の人物として現れてくる<sup>49)</sup>。父と息子、兄弟姉妹、あるいは継母と継子といった家族関係に関わる属性、裕福な者と貧しい者、政務官や神官、司令官のような社会的立場に関わる属性、それに海賊や独裁者のような法に保護されない人物の属性、また娼館の主人あるいは娼婦のように、当事者として登場するには特に不利であって、多くの場合は訴外の登場人物に割り振られる属性など、多彩ではあるがお決まりとなっている諸属性がそこには見出される<sup>50)</sup>。

48) 大セネカにおいては例えば、まだ本人と面識があった人物も生き残っていたであろう世代に属するキケロさえも登場する。もちろんその人物の描写あるいは造形が、歴史的事実として正確である保証はない。この点につき、日本語の最近の文献として吉田俊一郎「ローマ帝政初期の模擬弁論と歴史記述」西洋史研究新輯45巻（2016年）138-153頁。

49) 英語圏の先行研究では、これらの類型的な人物を指すものとしてしばしば stock character という表現が用いられる。

50) そしてしばしば、これらの属性はギリシア新喜劇等の文芸におけるそれとの類似性が指摘されており、模擬弁論の演劇化の論拠をも提供してきた。M. Winterbottom, *Seneca the Elder, Introduction*, xiii. 最近では Bexley (2013), Ch. 3, esp. pp. 103-122 も、類型化された登場人物を用いた議論の意義について論じているが、彼女はそれをあくまで模擬弁論のパフォーマンスとしての側面と結び付け

そして以上のような人物の類型には、そこから連想される具体的な性格や行動の型、それに社会的な評価が結び付けられているため、それに沿った人物造形には聴き手の抵抗が少なく、逆に例外的な造形を志向するほどに説得に際して負荷がかかるということになる<sup>51)</sup>。

例えば前稿（2019年）においては、模擬弁論でも一人称による賛辞（自賛）が広く許されていると考えられる類型として「勇者 *vir fortis*」を挙げた<sup>52)</sup>。このことを上記の観点から捉えるならば、勇者という人物類型には勇敢さという美德が一般的に結び付けられているために、勇者の立場に成り代わった弁論者は、自賛という（傲慢であるとの非難を浴びやすい）形であってさえも、その美德を前面に押し出す戦術を採りえたということになろう。

大セネカの模擬法廷弁論集においても、子を廃嫡した父親の厳格さと廃嫡された子の放蕩、継母の継子に対する敵意、（血のつながった）家族間の愛情、娼婦の不道德さ、富裕な者の贅沢好みと貧しい者の潔癖さなど、さまざまな人物類型と性格との一般的な結びつきが観察可能であり、そのいわば自然な連想に沿った議論の例は枚挙にいとまがない。

---

↘て捉えており、法廷での実践的な意義を重視しているとはいえない。ただ、共通のキャラクターが模擬弁論のスタンダードとなることによる教育の底上げ効果という点は（*ibid.*, pp. 110 f.）、本章第4項の末尾における議論とも通底する重要な指摘であろう。またごく最近になって、哲学における議論との関係をこれらの人物類型に見出す新たな研究（博士論文）として、M. Krause, *Major Characters in Roman Declamation*, Ph.D. Diss., Florida Univ., 2016 が出た。

- 51) 人物の属性と議論の構築とのそのような結びつきは、もちろん前註の文芸や社会生活の実情などからの外部的な影響も受けて成立したものであろうが、他にも例えば Beard (1993) が模擬弁論の世界におけるローマ流の「神話」の形成について想定したように、弁論者による類似の実践の積み重ねそれ自体が相互に作用しあうことで成立していったという面もあるだろう。そしてある程度確固たる地歩を得たそれらの属性は、Mal-Maeder (2007), p. 10 の用いる単語を借りれば、模擬弁論の世界における議論の展開にとって 'generic' な働きを持つことになる。このような stock character によるテキストの構造化と、それが聴き手に対して振るう喚起力については、L. Pasetti, 'Cases of Poisoning in Greek and Roman Declamation,' in: *Law and Ethics in Greek and Roman Declamation*, 2015, p. 177 でも、法学文献との対比という文脈において指摘されている。
- 52) 前稿（2019年）の自賛に関する分析（1196頁以下）を参照。

このような人物の属性に応じた議論の構成については、クインティリアヌスもその著作の中で以下のように述べている。

クインティリアヌス『弁論家の教育』第3巻第8章第51節

そして実際、語り手にそぐわない弁論は、一致させるべき主題にそぐわない弁論に劣らず欠陥を抱えています。……まことにもって、模擬弁論をする者は特に、何が一人一人の人物に相当であるのかを考慮せねばならないのであって、弁論家として議論を述べることはめったにありません。彼らは大抵の場合、息子、親、金持ち、老人、気難しい人、穏やかな人、けちん坊、さらには迷信深い人、臆病者、冷笑家になりきるので、彼らが弁論で引き受ける役割は、喜劇役者が演技で引き受ける役割の多さに殆ど劣らないほどです<sup>53)</sup>。

ここで彼は、弁論家の仕事と喜劇役者の演技とを類比しつつ、特に模擬弁論において典型的な人物が用いられることを指摘したうえで、その人物にふさわしい弁論を行うように勧めているわけである。

とはいえ個々の弁論は、人物の類型が有する自然な連想に頼った単一の筋立てに固定されているわけではない。むしろ模擬法廷弁論における弁論者による人物造形の妙味は、そのお決まりの類型から自然に導かれる方向に引きずられるというのではなく（例えば不利な属性を有する人物が一方向的に攻撃され続け、そうして勧善懲悪の世界が体現されるというわけではなく）、一見したところでは自らの側に不利と思われる属性を逆用したり、複数の属性が一人の登場人物にしばしば同居しているということを利用したりして、自らに有利な議論を能動的に展開していくという点にある。言い換えれば弁論者は、それぞれの人物類型が喚起するイメージを、あくまでも各当事者の立場から議論の武器とし

---

53) neque enim minus vitiosa est oratio si ab homine quam si a re cui accommodari debuit dissidet. . . . . enimvero praecipue declamatoribus considerandum est quid cuique personae conveniat, qui paucissimas controversias ita dicunt ut advocati: plerumque filii patres divites senes asperi lenes avari, denique superstitiosi timidi derisores fiunt, ut vix comoediarum actoribus plures habitus in pronuntiando concipiendi sint quam his in dicendo.

ていったということである。以下では、そのことを史料に即して見ていこう。

## （2）登場人物の不利な属性を逆用する議論

まず組上に載せるのは、人物の属性に結び付けられている典型的かつ不利性格を逆手に取ることで、当該事例における登場人物の例外性を浮き彫りにして有利を得ようとする議論である<sup>54)</sup>。

その例として大セネカの模擬法廷弁論で目に付くのが、廃嫡の事例における息子側からの議論である<sup>55)</sup>。模擬法廷弁論における息子の廃嫡にはいくつかのパターンがあるが、その中でも典型的に見られるのが、放蕩息子が厳格な父親から廃嫡されるという性格付けである<sup>56)</sup>。すなわち、少なくとも模擬法廷弁論の世界においては、廃嫡された息子と言え放蕩者であるという連想が働きやすい。このような連想を、弁論者はどのように逆手に取るのだろうか。

例えば第1巻第1章では、父と敵対している叔父が貧困に陥った時、父の命令に逆らって叔父を援助した息子が、廃嫡されてその叔父の養子となったが、その後実父が貧困に陥ったときにその息子が援助して、今度は叔父である養父から廃嫡された（そして、息子は父を扶養せねば拘束されるという法が設定されている）という事例において、その廃嫡が争われている。ここでは、廃嫡された息子の側から、このケースにおける廃嫡の実質的な原因は放蕩であろう

---

54) 人物の属性による論証が訴訟においては原告と被告の両側から異なった形で行われるという点については、クインティリアヌス『弁論家の教育』第7巻第2章第31節も示唆している。

55) 模擬弁論における父と息子との関係については、基本的には M. E. Vesley, 'Father-Son Relations in Roman Declamation', *The Ancient History, Bulletin* 17, 2003, pp. 158-180 を参照。また前稿（2019年）においても紹介したように、廃嫡事例での息子は争いの構造としては不利な立場に置かれており、相手方である父親に対して基本的には低姿勢で臨むことになる。

56) もちろんこのような筋立ては、模擬弁論の世界に固有なものではない。その意味で模擬弁論の文学的な研究はそのような背景事情の探求としても重要である。またさらに、方法論として異論はあるものの、E. Gunderson, *Declamation, Paternity and Roman Identity: Authority and the Rhetorical Self*, Cambridge, 2003 のように、近代以降の心理学の知見を用いた分析を加える研究も存在する。

とあえて決めつけたうえで、困窮する二人の老人への扶養（*alimentum*）はそれに当てはまらない、という論旨がラトロという模擬弁論家によって展開されている<sup>57)</sup>。

また第2巻第1章においては、貧しい男の一人息子が裕福な者から養子に望まれ、実父からも養子に行くように命じられたがそれを拒んだところ、廃嫡されたという事例が問題となっている。ここでも、息子側の議論として、放蕩するどころかむしろ贅沢を拒んだ者が廃嫡されることの理不尽さが指摘されている<sup>58)</sup>。

第7巻第1章では、父殺しの計画を疑われた兄を殺すように父から命じられた弟が、後に兄の生存を知った父から廃嫡されたという事例において、兄殺しの罪と父の命令との板挟みの立場に苦しんだ弟の立場を擁護するために、彼には廃嫡の理由となるような贅沢の機会さえなかったということが強調される<sup>59)</sup>。

これらの事例で直接に廃嫡の原因となっているのは、父の具体的な命令に背いたことであり、放蕩それ自体ではない。争点は命令への不服従に正当性があるのかどうかというところにあるわけであるが、しかしそこでの正当性の判断には一義的に明確な基準が存在しないということが重要である。議論の進め方によっては、息子の不服従の正当性の判断が息子の人物の造形に左右されることがありうる。というのもとりわけ次章において扱うように、人物の造形はその者の行為の動機の理解（特に行為の主観的な正当性に関わる）に大きく影響するからである。

そしてその人物造形において、放蕩が主題でないにもかかわらず、放蕩という不利な性格付けをわざわざ取り上げた上で否定するという上記のような議論が随所で行われている背景には、廃嫡された子という人物類型に付随する悪し

57) 同1節（ラトロの警句）。

58) 同6節（大フスクスの警句）や14節（ヒスパヌスの警句）、15節（トリアリウスの警句）などの例がある。

59) 同26節。

き性格（ここでは放蕩）への連想が強力なものであるだけに、その一般的な連想をあえて取り上げつつ具体性をもって反駁する、という迂路を取ることが当該の息子の善性をかえって強調し、その行為の正当性について有利な判断を得やすいという考え方があろう。

また、不利な属性を逆手に取る議論のさらに極端な例としては、第1巻第2章がある。この事例は、海賊の捕虜となって娼館に売られた娘が、客に懇願することで純潔を守り続けていたとされるところ、客となった兵士が襲ってきた際に彼を殺害してしまい、そのために告発されたが裁判で放免されて故国に返され、そこで巫女に立候補したという目まぐるしいものである<sup>60)</sup>。

この事例では彼女が巫女になる資格（この模擬法廷弁論の設定する法においては、貞節にして貞節の出であり、純潔にして純潔の出であること *casta e castis, pura e puris*）を有するの可否が問題とされたわけであるが、そのために彼女が越えるべき不利な属性のハードルは極めて高い。海賊の捕虜、娼婦、殺人、被告人と、その一つだけであってさえ巫女にはふさわしくない<sup>61)</sup>ものばかりである。実際のところこの章では、模擬弁論家が彼女をこれらの属性に基づいて激しく攻撃する例が数多く引用されている<sup>62)</sup>。

しかしこのような場合でさえも、これほどまでの不利な属性を課されながら決定的な一撃を辛うじて受けなかったとも解釈できる彼女の運命（特に兵士への反撃が事実的にも法的にも成功した点）に着目して、そのことこそが神々が彼女を巫女として望んでいる証なのだ、と議論を反転させる弁論の例も少なく挙げられているのである<sup>63)</sup>。このように、極めて不利なレッテルもまた、

---

60) この事例における模擬弁論家による議論の倫理的、文化的な側面に関する詳細な分析としては、M. Lentano, *Lo strano della vergine prostituta: un dibattito sulla purezza nella cultura augustea*, OTIVM 3, 2017 (<http://www.otium.unipg.it/otium/article/view/34/34>) がある。

61) 5節におけるシロによる警句が端的である。「君が巫女だと。捕虜であったというだけで、娼婦であったというだけで、殺人者であったというだけで、被告であったというだけで、どうなることか」

62) 同第1-12節。

63) それに伴い、彼女が神々の加護を受けていると解釈できる事柄を潤色によって

具体的な事案の状況（巫女の選任と神々の意思との関係）に結び付けて逆用すれば、場合によって有利な論拠にさえ変わりうる。

この点をテーマの設定という側面から逆照射すると、Lentano も検討していたように<sup>64)</sup>、法廷に向けた訓練を元来の目的とする模擬法廷弁論は、一見アンバランスなようでやはり不利な側にも有効な議論の余地を与えているということであろう<sup>65)</sup>。弁論者はそれを、類型的な属性を利用した人物造形という観点からも勝利に向けて巧みに利用しているというわけである。

### (3) 一人の登場人物に同居する複数の属性の利用

次に分析するのは、一人の登場人物に複数の人物類型が同居しているというケースであり<sup>66)</sup>、こちらではより一層、事例における勝利をめぐる両側からの主張が闘わされるさまが生き生きと見えてくる。このタイプについてはまず、本稿の冒頭で紹介した例をもう一度見てみよう。

#### 大セネカ『模擬法廷弁論集』第9巻第6章冒頭

継子の毒殺の共犯である娘

毒殺者は、その共犯者を明らかにするまで拷問されるものとする。

ある男が、息子を一人もうけた妻を失い、別の妻を迎えて、一人の娘を育てた。青年が死亡した。夫が継母を毒殺のかどで告発した。断罪されて拷問を受け、自分の共犯者は娘だと述べた。少女が処罰に向けて訴えられ、父が弁護する。

---

↘付け加える、という戦術も観察される。第17節から第21節において、他の部分では女性を攻撃する議論が引用されていた者も含め、多くの者がその議論を行っていることが読み取れる。彼らにとってこの議論は、決して突飛なものではないのであろう。

64) 前掲 Lentano (2014) を参照。

65) Bernstein (2013) の末尾の補遺は、controversiality という言葉を用いて、複数の議論の可能性を見出させることによる倫理教育としての模擬弁論の意義を、現代的な教育の観点とも結びつけながら指摘している。

66) Bloomer (2011), pp. 184 f. もこの点に着目するが、当然ながら異なる観点から分析を加えている。

冒頭で掲げたこのテーマを（訳註を取り除いて）改めてよく読んでみると、すでにこの段階から周到にも、一人の登場人物の中に同居する複数の属性が現れていることが分かる。すなわち、男は父であり夫であるだけでなく「告発 *accusare*」する者でもあり、娘にとっては「弁護 *defendere*」する者でもある。またその男にとっての「別の妻 *altera uxor*」は息子にとっての「継母 *noverca*」であるが、娘にとっては母であり、法的には「毒殺者 *venefica*」でもある。そして「娘 *filia*」は、「継母」の娘でもあり「共犯 *conscia*」として名指しされた者でもあり、一方で「父 *pater*」に弁護される「少女 *puella*<sup>67)</sup>」でもあるというわけである。議論の文脈に応じて強調されうる相異なった属性が、このようにしてテーマにおいてあらかじめ単語としても明示されているわけである。

この後で展開されていく弁論者による議論を見ても、これらの複数の属性が実際に随所で意識され、利用されていることがわかる。以下ではそのうちから代表的な部分を紹介する。

8 ……彼女は死別した兄のために葬式で涙を流し、それがあらゆる人々の涙を誘った。それゆえに継母は、彼女に継子よりも残酷な死を望んだのだ。……

15 ……反対側（＝告発側）から彼（＝シロという模擬弁論家）は以下の潤色を用いる。継母は、彼女の娘が唯一の相続人になれるように継子に毒を盛ったのだ。娘はその者にとって毒殺の共犯でもあり、動機でもあったのだ、と。

16 彼が言うには、あらゆる模擬弁論家が、継母が共犯として娘を名指したという論点について何らかの新しいことを述べようとした。…… 18 ……この同じ論点について、ニケテスが見事に述べた。「彼女は言った。『私の共犯者は娘です』。そして付け加えた。『この男の』、と」<sup>68)</sup>。

67) 例えばこの表現をトリガーとして、第1章で述べたような「毒殺を認識できないほどに幼い」という潤色が用いられていく。

68) …… *Amissum fratrem fleuit in funere, totius populi lacrimas suis expressit; itaque illam noverca peius perire voluit quam privignum.* ……  
…… *Ex altera parte hoc usus est colore: novercam ideo privigno venenum* ↗

まず被告側からは、被告である彼女が「継母」の娘であるというよりも「父」の娘、そして「息子」の妹であるという属性が強調される。彼女が兄の葬式で彼のために涙を流したというシーンは全くの潤色であるが、これはただ聴き手の同情心を喚起するためだけに採用された戦術ではないであろう。この少女を「父」の家の一員として位置づけ、「継母」との関係を切り離そうとする、戦術的な人物造形という文脈でも捉えられるべきと考えられる。

告発側はこれに対して第15節に見られるように、あくまでも被告人が「継母」の娘であり（「彼女の娘 *filia sua*」）毒殺によって唯一の相続人 *sola heres* にもなるという彼女の属性に基づいて、彼女を「継母」の側に位置づけようとする。

しかし被告側には他の角度からの人物造形の用意もあり、また別の潤色を用いてこの母子のつながりを一層印象的に切断しようとする。大セネカも「見事に」とコメントしている通り、最も鮮やかにそれを行っているのが最後に引用したニケテスであろう。継母の言葉を引用するという形で、彼女と娘との関係が憎悪に彩られていることを彼は端的に示唆し、継母の認識でも娘が父親の陣営に置かれていることを、継母自身にいわば自白させるわけである。これはいかにも劇的なシーンではあるが、多言を要せずして人物の性格や相互の関係を描き出し、自らに有利な構図を印象付けるという点で、説得の術としても優れたものであると考えられる。

同様の観点から、もう一つのテーマを見てみよう。

大セネカ『模擬法廷弁論集』第9巻第5章より抜粋

少年が祖父により、継母の下から連れ去られる

---

↳ *dedisse, ut filia sua sola heres esset. eandem illi et consciam fuisse venefici et causam.*

*Omnes declamatores aiebat voluisse aliquid novi dicere illo loco, quo nominabat noverca filiam consciam. . . . .*

*. . . . . Nicetes egregie dixit in hoc eodem loco: συνοιδέ μοί, φησιν, ή θυγάτηρ· και προσέθηκεν· ή τούτου.*

暴力について訴権があるものとする。

ある男が、継母のもとで二人の息子を失った。消化不良と毒が疑われる徴候が見られた。三男が母方の祖父によって連れ去られたが、その祖父は（\*訳註：連れ去りよりも前の段階で）病人たちに会いに行ったところ家に入れてもらえていなかった。呼び役を使って問い合わせられると、祖父は自分のところに（\*訳註：三男が）いると述べた。暴力のかどで告発される<sup>69)</sup>。

この事例の主たる争点は、祖父の行為が暴力に当てはまるものであるのか、当てはまるとして正当化されうるか、といったところになると考えられる<sup>70)</sup>。しかし例によってテーマでは祖父の連れ去り行為の具体的態様さえも明示されていないため、そこにそもそも潤色の余地がある。そのため弁論を実際に構成していくにあたっては、被告をはじめとする登場人物をどのように造形し、それぞれにどのような具体的な行為を割り当て、その行為にどのような規範的評価を下すか、という広範な裁量が弁論者に委ねられることになる。

では、このケースでの登場人物をまずは確認してみよう。前史料と同様に「継母 *noverca*」がここでも登場し、そして息子 *filius* の死に対して特段のリアクションを取らず、一方で三男を連れ去った義父を告発したという「父 *pater*」、そして血のつながった孫を連れ去る *rapere* という拳に出た「母方の祖父 *maternus avus*」が能動的な主体として登場している。このテーマでは、同一の人物について前史料のように明示的には複数の類型が当てはめられていないが、具体的にはどのように議論が展開されるのであろうか。

3 ……ウィビウス・ルフスの（警句）。自製の効かない誘拐犯であるというこの私は、自分の孫たちが亡くなっているあいだ、扉に向かって立っていた。

---

69) *privignus ab avo raptus novercae de vi sit actio.*

*Quidam duos filios sub noverca amisit; dubia cruditatis et veneni signa insecuta sunt. tertium filium eius maternus avus rapuit, qui ad visendos aegros non fuerat admissus. quaerenti per praeconem dixit apud se esse. accusatur de vi.*

70) より詳細には、このテーマについての分割（第6-8節）を参照。

祖父としての恐れの方が、被告としての恐れよりも大きくあるべきなのだ。

……9 そして、ラトロは以下の潤色を同じ側（\*訳註：父の側）のために用いている。すなわち、妻が生きていたときも義父とはうまくいっておらず、彼女が亡くなってからは実際公然の敵対関係だった、と主張するのである。少年が病気の時には、罵倒し大声で叫びに来て、その言葉は不吉に響いた、と。……11 ガリオは両者（\*訳註：ラトロの潤色とシロの潤色）を混ぜ合わせて、こちらの潤色を用いたが、それはともすると主題を覆すとみられる可能性があるものながら、より控え目なものであった。（\*訳註：父の家で祖父に）語られたのはこのような内容であったという。「あの子は休んでいます、少しお待ちを。医者たちも、誰も入れるなと命じています」彼らの言い草をご存じだろう。「父でも入れられない」、と。すぐにあの男は叫びだした。「私を入れなかったと証言させるぞ」と、有印の文書で通告せんばかりだった。祖父を待たせておいたら、告発人を締め出してしまっていたのだ……<sup>71)</sup>。

ここでは被告である祖父の人物造形についてみてみよう。第3節において模倣弁論家ルルスによって明示されているように、彼は「(自製の効かない<sup>72)</sup>)

71) *Vibi Rufi. Raptor ille [et] impotens, dum moriuntur nepotes mei, ad ianuam steti. Plus habeo quod avo quam reo timendum sit. . . . .*

*Colore ergo Latro hoc eodem usus est pro patre, ut diceret ne viva quidem uxore bene sibi cum socero convenisse, mortua vero professas inimicitias illum gessisse secum, languente puero venisse illum cum convicio, cum vociferatione, nefaria et dicentem et auspicantem: . . . . . Gallio utrumque miscuit et hoc colore, qui videri potest alioqui thema evertere, parcius usus est: dictum est, inquit, illi: 'quiescit puer, paulum commorare; medici vetuerunt quemquam admitti'. scitis solere illos dicere: 'nec si pater venerit.' protinus iste clamare coepit: "testor me non admitti" et tantum non tabellis signatis denuntiare. avum distuleram; accusatorem exclusi.*

72) Winterbottom による *impotens* という単語のこの場面における英訳は *violent* であり、別の個所では *uncontrollable* となっている例もある。ただしここでは、この *inpotens* の語が末尾に付けられて、祖父が扉の前で立ち尽くしていたという次の構図に繋がっていくことを考えると、「無力な」という意味もかけられているのかもしれない。

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

誘拐犯」であると同時に、「（孫の命を救う）祖父」でもある。攻撃的な誘拐犯という属性と愛情深い祖父という属性、これらをめぐって議論が戦わされていくことになる。

告発側からは、前者の属性にふさわしい性格を与える方向で潤色しつつ、彼を決して「祖父」の属性と結びつけないように議論が組み立てられていく。ラトロヤガリオによる上掲の弁論に見られるように、彼は誘拐犯にふさわしい激情と父に対する悪意の持ち主で、法的な手続を身内に対して振りかざす「告発人」と表現されるほどに攻撃的でもあった人物だ、と主張されるわけである。そうすることにより、孫の暴力的な連れ去りとその動機の悪性とを判定者に想像させ、結論としての断罪に繋げようという戦術が見てとれよう。

ここではまた、テーマにおいては父の側こそが自らの義父を訴えた告発人であるという設定がされているにもかかわらず、誘拐犯や告発人という属性に関連付けて、その攻撃的な性質を被告の側に転嫁する、という技巧も浮かび上がっている。

対して被告の側からは「祖父」という属性が強調され、愛情深い肉親によるやむを得ざる行為であったとして、彼による連れ去り行為の正当化が図られる。二人の孫が亡くなっているときにも強引な行動には出なかったが、孫の命を思うばかりに敢えて手を出した、という潤色が第3節でまずは簡潔になされているわけである。このラインに沿って、連れ去り行為の態様に関する潤色も穏やかなものとなり、そもそも彼の具体的な行為は暴力と呼べるものではなかった（推測の争点、定義の争点）と結論付けたり、正当化の余地が論じられたりする（性質の争点）ことになる。

また以下に見るように、相手方への攻撃それ自体が意図的に差し控えられて、孫への愛情と配慮という点がより一層前面に出される弁論の例もある（第13節）。

13……そして彼（\*訳註：アルプキウスという模擬弁論家）は、継母も父も非難しないような潤色を維持した。祖父は自らを弁護することのみを欲するのであれば、極めて正当な立場にいられるだろうと彼は述べたのである。（\*訳

註：以下は一人称の弁論の引用という形式をとる）それで、お前はなぜ連れ去ったのか、と聞くのか。愛していたのだ。この子にこそ、私は初めから私の魂をささげていた。そちらの家に、その家それ自体以外についての恐怖は何も抱いていなかった。私のもとで二人が亡くなっていたならば、私の家からこの子をよそにやっていたことだろう<sup>73)</sup>。

ところで、この事例は一見したところでは継母による毒殺事例である。先にも少し触れた、模擬法廷弁論における「継母」という属性の非常に不利な性質からすれば、そして模擬弁論の倫理的な側面を強調する観点からすれば、被告側はその点を大いに攻撃する戦術を採ってもいいはずであろう<sup>74)</sup>。実際にそのような筋に則った弁論も複数引用されている。それにもかかわらずなぜ、このような自制的な戦術がここでは勧められているのだろうか。

この点もまた、相手方が行う具体的な主張への戦術的な対応として理解することができると考えられる。この事案のテーマを改めて読んでみると、ここでこの継母は（既にテーマにおいて「断罪されて *damnata*」いた前の事案とは異なって）毒殺についてせいぜい容疑者と認定されているに過ぎないのであり、まさしく彼女の罪を立証するのは「告発人」の仕事であることになる<sup>75)</sup>。そしてこの事件での告発側は、前掲のように被告を攻撃的な「告発人」と類型化することを試みていた。この状況で毒殺への怒りに基づいて継母（ひいては父）

73) *et servavit hunc colorem, ne quid in novercam, ne quid in patrem diceret; aiebat iustissimum futurum avum, si tantum defendere se voluisset. 'Quid ergo? quare rapuisti?' amabam. huic maxime ab initio animum meum addix(er)am. In domo vestra <nihil> praeter ipsam domum timui. si apud me duo decessissent, ex domo illum mea transtulissem.*

74) 古代における継母という存在について一般的には P. A. Watson, *Ancient Stepmother: Myth, Misogyny and Reality*, Leiden / New York / Köln, 1995、特に模擬弁論についてはその第4章の記述を参照。また毒殺の法的枠組みと、継母も含めたジェンダーの問題についての分析を含む E. Hoebenreich and G. Rizzelli, *Poisoning in Arcient Rome*, in: Ph. Wexler (ed.), *History of Toxicology and Environmental Health. Toxicology in Antiquity II*, 2015, pp. 42-51 も参照。

75) 模擬弁論における告発人については前稿（2019年）でも少し触れておいた。1169-1170頁。

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

への攻撃的な姿勢を強調すると、聴衆の同情や義憤を買うことはできるかもしれないが、相手方の戦術に自らはまり込んでいくことになりかねない。

もともとの事案の争点は、あくまで被告による連れ去り行為の正当化なのであって、継母による毒殺という訴外の犯罪行為までも立証する必要はない。そうであるならば、いかに不利な性格が継母という属性に付されているからといって、相手方の反攻点ともなるその論点に固執するのは得策でないという見方も成り立ちうるというわけであろう。

スキャンダラスな仮設事例を用いて耳目を引く、という性格が目立つこの模擬法廷弁論においても、単に架空の骨肉の争いをもって聴衆を楽しませるというのではなく、あるいはこのような事件に直面した際にローマ市民の家長として取るべき倫理的な態度を示すというだけでもなく、法廷の争いにおける中核的な争点を見据えての人物造形がなされうるし、実際にそれが弁論者によって意識される例もある、ということが見えてくる。

登場人物に付された属性を起点として、相手方の主張も意識しつつ人物造形がされていくというこの種の例は、この史料中だけでも他にも様々に見られる。

まず前項で紹介した、困窮する叔父のために援助した息子が廢嫡された事例（第1巻第1章）では、自分が実父と叔父の両者にとって「息子 *filius*」であるという属性を利用して、彼らへの援助は子としての法的な義務を果たしたものであると議論する分かりやすい例だけでなく<sup>76)</sup>、さらに実父と叔父の父（つまり自分から見れば祖父）を引き合いに出し、その祖父（＝相手方たる父にとって、孝行すべき父）からすれば自分はその二人の息子を救った恩人になると主張するなど、もともとテーマで明示されていない属性を弁論者がいわば発見して利用するというケースさえも見られる<sup>77)</sup>。それに対して父の側も、自分たちの敵意をむしろ煽り立てて、仲介者としての名声を得ようとする「若者 *iuvenis*」による身の程知

76) 例えば第3節の冒頭、ラトロは息子の立場から複数形で *parentibus meis* と二人を形容する。同様に「二人の父親 *duos patres*」の間の板挟みの苦しみは第6節でも語られる（フスクスの警句）。

77) 同第8節（シロの警句）。

らずの介入であるといった側面を強調するなど<sup>78)</sup>、こちらはこちらで息子の他の属性を利用して自らの判断の正当性を認めさせようとする。

また第2巻第4章は、自分の息子と結ばれた娼婦から生まれた子（血縁上は自らの孫 *nepos* ということになる）を、廃嫡したその息子が死んだ後に引き取った男が、他の子から精神錯乱で訴えられたという事例である。原告側は女性の娼婦という属性を強調し、その子を自分たちの家に入れることへの倫理的な拒否から自らの主張を正当化する<sup>79)</sup>（ときに、娼婦である彼女が「継母」のようにして家に入ってくる、という強力な組み合わせも用いられる<sup>80)</sup>）のに対して、父の側は「娼婦」には似合わない彼女の息子への献身的な看病のさまを具体的に提示し、彼女を息子の「妻 *uxor*」とさえ呼ぶ<sup>81)</sup>。ここでも、当該の女性の有する娼婦と息子の（事実上の）妻という二重の属性をどのように利用して議論を進めるのか、という点が争いにおいて重要となっているわけである。

さらに複雑な要素が絡み合うのが第7巻第5章である。そのテーマでは、息子のいる男が後妻をめとり、その妻との息子も育てていたところ、継母と継子の折り合いが悪く、父によって継子が隣の家に別居させられたという状況が前提とされる。そして、美男の執事とその後妻との関係が噂されている中で、男が寝室にて死体で見つかり、妻もまた傷を負うという事件が発生したために、親族も交えた調査の後、息子（継子）と執事が互いを殺人者として訴えたという設定である。

史料では基本的に息子の側からの議論が収録されている。殺害についての「証人 *testis*」となりうる継母が「姦通者」という疑いをかけられているとこ

78) 同第11節（シリアクスの警句）など。

79) 第5節以下。

80) 同第9節（ヒスポの潤色）。

81) 同第1節以下、特に例えば第3節の冒頭（ファビヤヌスの警句：「あの家には、娼婦の生活を示すものなど何一つとしてなかった *Quam nihil in illa domo meretriciae vitae vidi!*」）。妻という呼称は例えば第4節（シルスの警句）に見られる。

#### 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

ろから、息子は執事と父の間での継母を挟んだ諍い（端的に言えば父に現場を抑えられた、ということ）の存在を想定して、その証人としての不適格性を追及する<sup>82)</sup>。そして自らの「継母」との不仲（これも極めて自然な連想に支えられている）を逆用し、自分が犯人であるならば父よりもむしろ継母こそが殺害されていないと不自然であると主張しつつ<sup>83)</sup>、その執事は継母と極めて親密な「愛人」*amator* であって父とはライバル *rivalis* であり（同第9節。恋敵を意味する日常語で *cotidiano verbo* 表現されたものらしい）、彼が犯人であれば父を殺害しつつ継母は傷つけるにとどめる動機があるとする<sup>84)</sup>。

これなども、相手方の複数の属性から自分に有利なものを切り取りつつ、継母と憎悪しい父とも不和な継子という自らの危険な属性を、逆に具体的な事件の態様においては犯行から遠ざけるものとして逆用する、戦術的な人物属性の活用であると言えよう。

#### （4）法廷への準備として注目すべき特徴

以上の検討を踏まえて、改めて注意しておくべきことがある。登場人物の属性を用いた人物の造形にまつわる議論が、必ずしも倫理的な結論を先取りする一方的なものではないということである。確かに Borneque (1902) 以来言われている通り、そしてまた最近 Brightbill (2015) が詳細に分析していたように、模擬法廷弁論における登場人物の有利不利というものは存在しており、大セネカに登場する弁論者も有利な側を好んで弁論する傾向はある<sup>85)</sup>。しかし

---

82) 既に第1節の冒頭から、「叫び声を聞いたとき、信じてもらえるならば、私は父が姦通者どもを捕らえたのだと思った *Ut audivi clamorem, si qua est fides, deprensos a patre adulteros putavi*」と始まる。またトリアリウスの警句は、「父の生前は姦通者、その殺害では共犯者、その死後には証人 *Vivo patre adultera, moriente conscia, mortuo testis*」と痛烈である。

83) 同第3節以下で複数登場する議論である。

84) 例えば同第5節。

85) Brightbill (2015), Ch. 1: Imbalanced controversia themes and moral reasoning; Appedix A: Imbalanced Themes. 補遺におけるテーマの一覧を見ると、法的な有利不利と聴衆の共感（倫理的な要素が多分に含まれる）における有利不利のマト

Brightbill 自身も同時に指摘することであるが、不利な側は潤色を用いて有利な事実を付け加え、その光の当て方によって事案の姿を「ペルシャ絨毯 (Bonner (1949), p. 56)」のように変貌させて戦うことができる<sup>86)</sup>。

しかも史料を実際に見る限り、大セネカが「不利であるから好まれなかった」と明示的に述べている登場人物の立場からさえも、何人もの弁論者が潤色を用いて弁論している様子が記録されてもいる<sup>87)</sup>。また『模擬法廷弁論集』第10巻第5章第12節においては大セネカ自身の意見として、「しかし何よりも不名誉なことは、相手方から何も応答されえないような形で模擬法廷弁論を行うこと、あるいは応答されるのにそれに反論しないということである<sup>88)</sup>」とも述べられており、法廷での対決につながる模擬法廷弁論の性質はやはり意識されていることが分かる。模擬法廷弁論においても、両側からの議論の観点は失われてしまうわけではない。

そして先に分析したように、事案において有利な結論を得るためには、一般的には不利な属性も事案によっては逆手にとって活用するという例もあれば、同じ属性の相手方でも事案によって告発人のように激しく非難したり、非難を

---

↘リックスによって分類がなされている。分析的で参考になるが、架空の法についてその有利不利の判定をすることはかなり困難 (Brightbill 自身も結局多くを *uncertain* としている) であるし、聴衆の共感についても、弁論者が相手方への *invective* を投げかけていることを根拠にして有利との判定を下しているという例が多いようであり、循環論法のきらいがないではない。

86) Brightbill による議論の実例としては例えば, *ibid.*, pp. 40 ff. (本稿でも取り上げた、第2巻第7章の事例における潤色の意義について)。ただし第1章の結論部分を読む限りでは、彼の考察の重点は、模擬弁論において前提とされている倫理観それ自体が潤色という争い方によって崩されることはなく、議論はその枠内にとどまっているという点のようである。もちろんそれは、模擬弁論の倫理的な議論としての側面を念頭に置く限り重要な指摘であるが (倫理教育としての保守性を示す)、法廷での勝利という目的をはじめから念頭に置くならば、聴き手の倫理観を崩すような主張が望ましくない (余計な反発を受けて勝ちづらくなるため) のはむしろ当然である。

87) 『模擬法廷弁論集』第10巻第4章第15節以下。

88) *nihil est autem turpius quam aut eam controversiam declamare, in qua nihil ab altera parte responderi possit, aut non refellere, si responderi potest.*

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

抑えて穏やかに議論を組み立てたりと戦術を変えるという例もある。人物の属性から生じてくる一般的な連想力にただ引きずられるのではなく、どのような事案において勝利を得ようとしているのかをよく考え、それに合った人物を造形していくことの重要性が（少なくとも部分的には）意識されているように思われるのである。

このような類型を能動的に活用する議論の方法は、特定の問題類型とそこで論ずるに適した内容とを結びつけた「カタログ」を準備しておいて、提示された問題に即してそれを利用しつつ議論を展開するという「問題に定位したトピク的な思惟方法」<sup>89)</sup>の、人物造形という場面におけるパリエーションであるとも捉えられそうである。

しかし、模擬法廷弁論におけるこのような戦術的な訓練も、当事者が皆異なる性格を有する現実の事件で活用するには、あまりに単純な類型に依拠するものではないか、という疑問はあり得よう。しかし、この考え方こそ現代的過ぎるのではないかという当然の反論を措くとしても<sup>90)</sup>、典型的な人物造形の有用性は現実の法廷のあり方を念頭においても否定できないと思われる。例えば、クインティリアヌスは以下のように述べている。

クインティリアヌス『弁論家の教育』第10巻第1章第69節より

69……メナンドロスだけでも入念に読むなら、少なくとも私の判断では、私が教えていることを全て実現するのに十分でしょう。彼はそれほどまでに生のあらゆるありさまを表現したのであり、彼において発想と措辞の能力はそれほどまでに豊かであり、全ての事柄、人物、感情にそれほどまでに適合しています<sup>91)</sup>。

89) 前々稿（2016-2017年）でも紹介した、Th. Viehweg, *Topik und Jurisprudenz*, 5<sup>th</sup> ed., 1974 の語法である。

90) Bernstein (2017), pp. 6 ff. は、模擬弁論における人物造形の単純さと現代人の個人主義的な人間観とのギャップを指摘している（もちろん、前者を貶めるという文脈ではない）。

91) ……Menander, qui vel unus meo quidem iudicio diligenter lectus ad cuncta quae praecipimus effingenda sufficiat: ita omnem vitae imaginem expressit, ↗

ここでクインティリアヌスが引き合いに出しているのは、アッティカ新喜劇の高名な作家メナンドロスである。先に引用した部分では、クインティリアヌスは模擬弁論家が成り代わる人物の類型について、喜劇役者におけるそれと類比していたのであるが、ここでは模擬弁論に限らず、メナンドロスが「生のあらゆるありさまを表現した」とまで述べて、弁論術の習得にとっての演劇的な人物造形の有用性を示している。

また、人物の類型に基づく議論には、訴訟における主張の説得力を少ない言葉で高めるといふ利点もあるように思われる。そもそも裁判担当者は、(キケロのいくつかの弁論において扱われたような)よほどの有名な人物が当事者であるのでもない限り、法廷に現れた当事者のことをよく知らないのが通常であろう(特に帝政期のローマのような大都市における裁判を想定するならば)。しかもこのことは、裁判担当者が官吏的な立場の単独者か上流市民である審判人か、百人法廷におけるような大勢の陪審員かによって大きく変わるものでもないであろう。そしてローマ世界の裁判では弁護人が主として弁論を行うわけであるから、限定された審理の時間の中で当事者の性格に関するディテールを直接に得ることは一層難しいであろう<sup>92)</sup>。そこにおいて、弁護人が提示する類型的な人物の説明が補助線として重要となるのは十分に想定できることであるし、人物に対する印象や評価が結論に関わる場合には、そのような説明の影響力は大きかったことが想像される。

また、弁護人としても活躍したクインティリアヌスは、訴訟における論証に

---

↳ *tanta in eo inveniendi copia et eloquendi facultas, ita est omnibus rebus personis adfectibus accommodatus.*

92) L. Bablitz, *Actors and Audience in the Roman Courtroom*, 2007, pp. 170-185 では、帝政前期の弁護人の全体的な仕事量や弁論の長さなどが推定されている。複数併存していた裁判制度(法務官の面前での手続、素人の審判人の前で手続、官吏的な担当者での手続、皇帝による親裁、陪審法廷など)による違いも大きく、史料も豊富とは言えないので一般的な結論を出すのは難しいが、弁論は1日か長くとも数日(数回)の期日で決着することが想定される。ディオが伝えるマルクスアウレリウス帝のように一つの事案に12日間も消費するとなれば、それなりの情報が得られる場合もあったかもしれない。同書179頁。

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

先立つ陳述 *narratio* の部分について議論する中で、上記の問題に関連して以下のようにも述べている（第4巻第2章第52節）。

ところで陳述は、次のような場合に本当らしくなるでしょう。なにより不自然なことを語らないよう考えをめぐらせた場合、そして、（当事者の）行為、それもすべてではなく問題となっている行為に先立って動機と原因とを提示した場合、信じてほしい行為にふさわしく（当事者の）性格を設定した場合（例えば、窃盗で訴えられた被告は「貪欲」、姦通で訴えられた被告は「淫乱」、殺人で訴えられた被告は「無分別」と設定し、あるいは弁護する場合には正反対の性格に設定するのです）<sup>93)</sup> …。

そしてさらに論証それ自体についても、クインティリアヌスは人物の属性の重要性を強調する。論証はしばしば人物から導き出されるとしたうえで、ローマ人やギリシア人、異民族といった民族性、男女の別、社会的な境遇、気質、年齢、職業といった人物の属性が、「論証を引き出してこられるところ *unde argumenta sumi possunt*」として機能すると論じているのである<sup>94)</sup>。これは、上述した一種の「トピック」としての人物属性の働きという理解を彷彿とさせる言い回しであろう。クインティリアヌス自身が弁護人として法廷における実務を経験しており、かつ模擬弁論についてもその利点と欠点をともに認識している（前註32を参照）人物であることからして、模擬弁論の訓練ともつながるこの事柄についての具体的な評価は、一定程度信頼できよう。

帝政期についてはまとまった法廷弁論は残っていないため、史料上はそちらから具体的にアプローチすることは残念ながらできないが、共和政末期のキケロによる法廷弁論については、演劇的な人物類型を用いた議論が巧みに行われ

---

93) *Credibilis autem erit narratio ante omnia si prius consuluerimus nostrum animum ne quid naturae dicamus adversum, deinde si causas ac rationes factis praeposuerimus, non omnibus, sed de quibus quaeritur, si personas convenientes iis quae facta credi volumus constituerimus, ut furti reum cupidum, adulterii libidinosum, homicidii temerarium, vel his contraria si defendemus...*

94) クインティリアヌス『弁論家の教育』第5巻第10章第23-27節。

ているという点が既に研究史上も指摘されている<sup>95)</sup>。

中でも例えば Axer (1989) によれば、(1)語り手と聴き手に共有された世界が存在し、(2)それが少なくとも一定程度、訴訟の現実に対応しており、(3)望ましい方向に聴き手の感情を刺激し、事件についての一定の倫理的な判断を受け入れるように誘導することができるという諸条件が十分に揃ったときに、演劇的な人物造形による戦術が機能するという<sup>96)</sup>。これは実際のところ無理のない定式であると思われ、帝政期における模擬法廷弁論の意義についても参考になるものであろう。模擬法廷弁論は法廷における弁論にとって(1)の条件を満たす教育として意味があると考えられるからである。というのも模擬弁論は、まさしく多くの先行研究の分析する通り、ローマ社会のエリートの教育という側面を持っていたわけであり、弁護士であれ、裁判を担当する役職の者であれ、法学者であれ<sup>97)</sup>、あるいはそれらの特別な属性を有することなく裁判を担当する者であれ<sup>98)</sup>、法廷の担い手となりうるような層に属する人物であれば、模擬弁論における人物造形に基づく議論に慣れ親しんでいたはずだからである。

模擬法廷弁論は、現実の訴訟における人物理解のための型、あるいはそのための補助線を（練習のために誇張されたものという側面はあるにせよ）、それ

95) J. C. Dumont, 'Cicéron et le théâtre' Actes du IXe Congrès International de l'Association Guillaume Budé 1, 1975, pp. 424-430; A. Vasaly, 'The Masks of Rhetoric: Cicero's Pro Roscio Amerino', *Rhetorica* 3, 1985, pp. 1-20; J. Axer, 'Tribunal-Stage-Arena: Modelling of the Communication Situation in M. Tullius Cicero's Judicial Speeches', *Rhetorica* 7, 1989, pp. 299-311; J. Hall, *Cicero's Use of Judicial Theater*, Ann Arbor, 2014.

96) Axer (1989), p. 307.

97) 法学文献の議論における登場人物の属性の働きについては、まだ包括的な研究はないと思われるが、Pasetti (2015), p. 177 がその論点に言及している。最近では、法学文献をローマの文学全体という広い文脈の中に据えて捉え直そうとする動きが見られてきており、その流れの中でこの問題の検討もより一層深められていく可能性はあろう。その動きの代表例として、D. Mantovani, *Les juristes écrivains de la Rome antique: les oeuvres des juristes comme littérature*. Docet omnia, Paris, 2018.

98) 例えば、模擬弁論における廃嫡の事例と関連する相続の問題を扱う百人裁判所における陪審員が、代表的なものとして挙げられる。

模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）

を用いた議論の様々な具体例とともに、有力なローマ人の精神を形成する教育を通じて法廷の世界に提供したと考えることができるであろう<sup>99)</sup>。そしてさらに、模擬弁論が法廷への準備として有していた意義を考える上では、模擬弁論教育が弁護人等の法廷の実務家の育成に役立つかという前々稿（2016-2017年）以来検討してきた側面のみならず、教養あるローマ人の精神の形成を通じて、弁護人の活動の場である法廷の担い手の判断構造それ自体にも少なからぬ影響を与えていた、という可能性も考え合わせる必要があるということにもなる。

---

99) 現実の訴訟における演劇的な要素の研究それ自体は、ギリシア世界にも広がる研究潮流の一つであり、今後とも発展が期待される。最近の成果として、S. Papaioannou, A. Serafim and B. da Vela (eds.), *The Theatre of Justice: Aspects of Performance in Greco-Roman Oratory and Rhetoric*, 2017 があり、本稿では特に次章の内容と関係する部分がある。